

仙台地方裁判所委員会（第19, 20回）議事概要

1 開催日時

第19回 平成23年9月28日（水）午後1時30分～午後3時30分

第20回 平成23年11月25日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

第19回

（委員） 秋山仁美，足立謙三，官澤里美，熊谷睦子，今野 薫，
齋藤紀昭，鈴木素雄，原田俊男，福士博公，福富哲也，
河村吉晃，三浦絢子

（50音順，敬称略）

（説明者） 佐藤事務局長，小野民事首席書記官，鹿内刑事首席書記官，
渡邊事務局次長，小野民事次席書記官，新潟刑事次席書記官
高橋総括主任書記官

（庶務） 木村総務課長，平塚総務課庶務係長

第20回

（委員） 秋山仁美，足立謙三，氏家 悟，大淵憲一，官澤里美，
熊谷睦子，今野 薫，齋藤紀昭，鈴木素雄，原田俊男，
福士博公，福富哲也，河村吉晃，三浦絢子，武藤伸子

（50音順，敬称略）

（説明者） 佐藤事務局長，小野民事首席書記官，鹿内刑事首席書記官，
渡邊事務局次長，小野民事次席書記官，新潟刑事次席書記官
高橋総括主任書記官

（庶務） 木村総務課長，小抜総務課課長補佐，平塚総務課庶務係長

4 議事等（●委員長，○委員，□説明者）

第19回

大規模災害時における裁判裁判所の役割

□ 仙台地裁における東日本大震災時の状況，実際の対応，その後の裁判の再開状況及び被災者への支援についての概要説明

○ 各委員から各所属団体における当時の被災状況やその後の回復状況の紹介
意見交換

- 今回の大震災のような例外的場合には、裁判官や裁判所職員が被災地に出向いて現地調停などを行うことを検討すべきではないか
- 公示催告の手續を簡易迅速に進める運用はできないか。
- 裁判所・弁護士会・法テラスが連携して、司法のワンストップサービスを実現させられないか。
- 被災地にある支部で労働審判を実施すべきではないか。
- 全国各地に避難している方々が司法サービスを受けることのできる方策を検討すべきではないか。
- 次回の委員会では、今回の委員会でいただいた皆様からの御意見に対する裁判所の実情等を御説明させていただく。

第20回

1 大規模災害時における裁判裁判所の役割

- 前回の委員会における各委員からの御意見に対する裁判所の実情等の説明
- 法テラスや弁護士会とは情報交換しているのか
説明があった総合窓口の利用頻度であれば、その人員を支部での労働審判実施のために使用すべきではないか。
- 弁護士会とはつきに1回事件動向などの認識を共通にするために話し合いをもっている。ADRが機能しているということも伺っている。そのうち裁判所に事件が流れてくるだろうという情報をいた抱いている。
- 先ほどの説明からは宮城県内で避難者には司法サービスを行っているということとは分かったが、全国の裁判所レベルで共有していくべきである。
- さきほど震災対応総合窓口職員を4人配置したという説明があったが、それを被災地の支部、すなわち石巻支部や気仙沼支部に配置し、労働審判を行うべきではないか。また、総合窓口の場所が庁舎の奥の方にあるため分かりにくいのではないか。
- 被災地の支部へ応援することは考えている。検討させてください。
- 総合窓口に専用の電話回線があるという説明だが、たらい回しにするのが一番まずい。例えば、他の機関（法テラスなど）との協力関係を築くべきと考える。
- 配付資料の総合窓口のチラシは宮城県全ての行政機関に行っているのか。
- 全てまわっている。
- 裁判所には性質上制約があるという説明があったが、無理にやるのではなく、他の方法を考えればいいのではないか。例えば弁護士会バックアップをすることで、現在係属中の手續を迅速に進めることで十分役割を果たしているのでは。
- 費用対効果も考え様子を見て検討する。

3 裁判員裁判について

- アンケートは貴重な資料であり、今後も継続して行われることが望ましい。た

だ、回答に「普通」という選択肢があるが、回答する立場から見てどう思うか疑問である。もう少し工夫できないものか。

- 検討したい。
- 理解のしやすさという質問について理解しやすかったという方の割合が少なくなっている。制度開始当初は、分かりやすい言葉遣いを徹底していたから、それが、だんだん薄れてきたのではないか。また、検察庁、弁護人のほうはどうなっているのか。
- 難しい事件が多くなっていることの現れではないか。いずれにしても難しい事件を分かりやすく説明することが重要である
- 同感である。工夫していかなければならないと痛感している。
- 裁判員へのアンケートも重要だが、裁判員裁判になって、裁判員の負担もあり、公判が短く被告人が納得していない、十分はなせていないという危惧を持っている。そこで、被告人に対する意識調査を行う必要はないだろうか。
- 確かにその意見はいっこうに値するのではないか。見直しの時期も迫っており、裁判員の負担が軽いのはいいが、被告人の利益が抜け落ちていないか。
- そういうことはあるかもしれない。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成23年5月16日（水）午後1時30分
- (2) 場 所 第5会議室（5階）
- (3) テー マ 未定